

FORUM FOR EXECUTIVE & MANAGEMENT

昭和45年5月16日第3種郵便物認可 第45巻第10号通巻532
平成25年10月1日発行(毎月1回1日発行)

財界につぽん

創刊45周年

2013 10



表紙の人 キャロライン・ケネディ 次期在日米大使
阿部日頭が潰した目蓮正宗 ジャーナリスト 坂口 義弘

「我が子が命を懸けて遺した」宿題と父の苦悩

「なぜ反省し、謝罪できないのか」

「一流医療弁護士に聞く医療事故現場」

ジャーナリスト 本澤 二郎

医療弁護の出来る弁護士は少ない。ほとんどいないと言ってもいいくらいだ。理由は専門知識が不足しているせいである。裁判官・検察官も同様である。それをよいことに、病院や医師は嘘をつき、開き直り、真実を隠す。その典型が東芝病院と断じたい。そうした中で、医学博士号を持つ一流医療弁護士が、刑事告訴した正文事件に興味を示し、父親に面会を求めてきた。せっかくなので、プロの目で見た最近の医療事故現場の様子を聞いてみた。医学に精通した本物の視点にさらされると、改めて病院や医師・看護師の不誠実・悪辣な対応を認識させられる。

泣き寝入りする遺族

医学博士兼弁護士は、東京・港区虎ノ門の堀法律事務所所属する石黒麻利子さん。医療事故弁護が厳しい理由の一つは、弁護人の知識・能力不足にあるが、彼女はこの厚い壁を乗り越えることが出来る。嘘と隠ぺいの塊のような病院弁護士に太刀打ち出来る実力者なのだ。

言及するまでもなく、嘘と隠ぺいに手慣れている病院側を最後まで追い詰めて勝訴する事例は、この日本ではきわめて少ない。そのことが事故を繰り返す元凶なのだ。

医療事故に精通している石黒弁護士に言わせると、遺族・患者側にも問題がある、と指摘する。

「泣き寝入り」である。病院や医師・看護師の過失を徹底して追究する意思が弱いのだ。不幸から逃げ出したい・忘れたいという心情は、その通りだが、遺族の側の弱さが、医療事故という不幸を多発させている。

この結果、同じ事故が繰り返されることになる。事故の連鎖だ。医療事故の専門家の統計によると、年間最大で4万人以上が亡くなっている。交通事故死よりも多い、ものすごい数である。泣き寝入りと事故の連鎖に因果関係があるのだろうか。

東芝刑事告訴の背景

正文事件の当事者である筆者も、ことによると泣き寝入り組だった

のかもしれない。正文は既に1度、頭でっかちの東大OBの教授・助教によって、死地をさまよい、かろうじて生還したものの植物人間のような状態にさせられてしまった。1度あることは2度あるという。意識的に低姿勢でもって東芝病院に対応した。担当医の説明を聞き、運よくカルテを取り寄せてみて、初めて重大な過失致死であることに気付いた。しかし、病院は反省も謝罪もしない。やむなく週刊誌「週刊新潮」に手記を載せてもらって、彼らに反省を求めた。ペンで警鐘を鳴らしたのだが、それさえも東芝病院は一顧だにしないかった。

個室に押し込んで100分も放置した看護師に事情を聞こうとし

て、病院長に面会を依頼する手紙を送ると、断りの手紙が返ってきた。

やむなく、遺族は追い込まれて刑事告訴に踏み切る決断をした。2年前の8月15日である。人間の死という重大過失に対して、反省と謝罪を刑法の力で分かってもらうしか方法はなかった。それは、事故の繰り返しを回避させるための正文の遺志だった。警視庁は1年半かけて捜査、書類送検したが、肝心の検察が不思議な理屈を口実にして不起訴にした。あえて検察審査会に申し立て受理されたとこ

のである。

事件の途中まで、東芝病院は医療法人とはかり思っていたのだが、そうではなかった。株式会社東芝が経営する病院だった。財閥病院だったのだ。官僚の天下り先である名だ。武器弾薬メーカーであるだけではない。東電福島原発3号機の原子炉メーカーでもあった。3号機は水素爆発ではなく、核爆発であったという専門家の指摘も判明した。その危険性は今も続いている。それでいて、東電の陰に隠れて反省も謝罪もしていない。廃炉作業に絡めて暴利を手に入れているという。焼け太りの三井傘下の財閥会社だった。

話を元に戻すと、医療事故多発の背景に遺族の泣き寝入りがあるとの彼女の指摘は、まったくその通りである。そのことが病院や医師の傲慢な態

度を助長させている。それが事故の繰り返しの原因ともなっている。医療問題に明るい検事・弁護士・裁判官不在も、これに輪を懸けている。

恐ろしい「作られる」カルテ

彼女は刑事告訴した正文事件に注目してくれた。業務上過失致死事件に対して、全く反省も謝罪もしない事例は、東芝に限らないようだ。日本の医療文化そのものなのだ。これは正義の通用しない暗黒社会を印象付けている。それならば刑事告訴も仕方ない、との思いを抱くようになったようだ。

彼女の強みは、何と言っても一般の弁護士に比べると、医学に精通している点だ。友人・知人を迎ると、より詳しい医療の実態を知ることが出来る。病院・医師・看護師の口にも手に取るように分かる。

カルテの改ざんは、以前から指摘されてきた事柄だが、最近はずっと少なくなっている、と聞いていたのだが、プロに言わせると、カルテは病院にとって都合よく「作られる」というのである。改ざんは一

般化しているのだ。

医療事故の弁護の困難さは、この部分にある。専門知識のない弁護士では、カルテ改ざんを見破ることが出来ない。医療裁判が増えつつある場面では、むしろ常態化している、と捉えるべきかもしれない。そこに業務上過失致死事件解決の厳しさが横たわっている。

公然化する「もみ消し」事件

あったことをなかったことにする？世の中に、こんなことがあっていいわけがない。専制独裁国ならいざ知らず。だが、これとても大病院などではありふれた行為だと想定する必要があるのかもしれない。事実をもみ消す行為がそれ自体が違法・犯罪行為なのだが、現実には証拠を残さない形で強行されている、と体験者の筆者には分かる。

経験者ジャーナリストの透察力である。

検察のような人的・資金的な能力を持たない遺族弁護士は、これには太刀打ちできない。ワルが勝つ世界になりかねない。法治国家も台無しだろう。



医療事故で不誠実な対応を指摘される東芝病院

人間の命を預かる崇高な職業が医療である。人間、能力と機会さえあれば、こんな仕事に就きたいものだ。むろん、人間のやることに完璧などない。失敗はある。だからその時は認めて反省する。その教訓が将来の失敗を封じ込めてくれる。だが、日本の医療現場の多くが、そこでの失敗を認めない。無かったことにしよう。国同士の戦争状態であれば、何でもありだろうが、平凡な日常生活において、これがまかり取っているというのではたまったものではない。病院が犯罪の巣窟であっていいわけがない。

なんと保険会社が医療事故を判定

石黒弁護士は筆者の知らない秘

事を教えてくれた。保険会社の存在である。病院は事故に備えて保険に入っている。保険会社が支払えば、何も問題は無い。したがって裁判で敗訴しようが、示談しようが関係ないはずだ、そう思っていたのだが、なんと保険会社の顧問医師が過失の有無、事故の判定をしている。嘱託医が有責無責を判断して、それを保険会社が金額を決めているという。

さすがは、病院内の実情を知る彼女の強みである。筆者も指摘されると、全くそう思う。そうだとすると、ここに重大な問題が潜んでいることがわかった。人間の命の判定を、民間の保険会社が決めてしまう？こんなことが許されているのである。保険会社の判断が、病院の判断になっ

裁判を好む病院側 弁護士は収入増狙い

病院は顧問弁護士を抱えている。人は、オウム真理教を弁護する弁護人に違和感を抱きがちだ。それは暴力団の弁護で大金を得る弁護士にもいえる。病院の嘘と隠ぺいに加担する顧問弁護士にも、患者や遺族など被害者はいい感じを持たない。

むろん、法律は容認しており、問題はないのだから、たとえそうだとしても嘘や隠ぺいという犯罪に加担する弁護は、間違いなく問題があるだろう。そうして手にした大金に、いかなる価値があるのだろうか、と考えたりしてしま

う。病院側の違法行為を止めさせる義務が、顧問弁護士にないのである。あるはずである。

石黒弁護士に指摘されるまで気付かなかったのだが、病院側弁護士は、裁判を逃がりたいという。理由は裁判をすると、弁護士が沢山入るので、むしろ法廷闘争は病院側弁護士にとって都合なの

だ。しかし、その裏で嘘と隠ぺいに

加担する弁護で、となると、改めて弁護士倫理が気になる。

作られる死亡診断書

死亡診断書も病院や医師に都合よく書かれるのが普通なのだ。プロにはわかる。正文の場合もそうだった。手元に診断書がないので正確に記述できないが、正文の死亡確認をした東芝内科医の指導医は「痰が喉に詰まった窒息死」と説明した。しかし、診断書にはそう書かれていない。

ずる賢いのだ。指導医の説明を妻が直接聞いていた。筆者が「こんなことはよくあるのか」と質すと、彼は「自分は初めて」と証言した。これは記録してある。

司法解剖求めない遺族

死因の特定に司法解剖が求められるのだから、遺族はその場で業務上過失致死と判断する能力がない。解剖に戸惑うだろう。しかし、病院の方から「この場合は解剖が必要。協力してほしい」と依頼されれば、世の中のためにやるかもしれないと判断してOKするだろう。

1週間の誤嚥性肺炎治療計画で

入院、数時間後に窒息死した正文の場合は、当然病院の方から警察に報告すべきだった。それを東芝病院は怠った。これだけでも罪ではないか。松本朗検事は「解剖してないので死因が特定できない」と言って不起訴にした。

遺族にとって、こうした判断は踏んだり蹴ったりである。

人権派弁護士の指摘

石黒弁護士とは日本記者クラブで会った。その直前に、人権派弁護士として平和運動に必死で取り組んでいる遠藤順子弁護士と日比谷公園内で食事をした。

ヒラメ裁判官のことを話してくれた。初めて聞く話だ。ヒラメは高価な魚で、料理方法も難しいと

いう。油断すると、すぐ焦げる。「ヒラメ裁判官とは、最高裁の方を向いて仕事をする」という意味だ。

良心で判決を下せない出世・高額報酬狙いの裁判官というのだ。同様に「ヒラメ検事」もいるに違いない。松本検事は？気になってしまった。

大学3年で司法試験を合格した遠藤弁護士も、過去に2度、医療事故裁判を担当したという。民事・刑事とそれぞれ1回だ。未熟児を窒息死させた埼玉県を相手にした事件では、最終的に和解で決着した。

患者と病院は対等

なぜ過失を認めないのか？「病

院や医師の信用・面子もある。それと金だろう」と断言する。「訴訟事件になると、必ず開き直る」とも。「一部に事故を素直に認めようとする病院も出てきている」と明るさも指摘する。

アメリカでは謝罪・反省する流れが主流になりつつあるようだが、それも被害者の戦い・泣き寝入りや許さない市民意識が背景にあった。

「患者と医師・病院は対等という認識が必要」とも指摘した。全くである。政治にも問題がある。保守系の政治家の後援会は、病院や医師が中枢を占めている。金と票を医師会が提供しているといっ

アラーム不設置が正文事件の核心

野党に期待するしかないのか。患者と医師・病院が対等であるとの法制も必要だろう。「現状は病院が遺族をみくびっている。騙せろ」と思い込んでいる。騙せないようにする、との努力が求められている。「警察が被害届を受理しないという風潮をぶち壊す。これがどうしても必要だ」とも。

遠藤弁護士は正文事件について「個室に押し込んでおいて、アラームを取り付けていなかった。これは重大な過失である」と断固として主張してくれた。この言葉を東京地検のヒラメ検事に伝えたい。

2013年8月6日記